

当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。

- 6 厚生労働大臣は、補助金交付決定取消事業を行った者であっても、当該補助金交付決定取消事業が他の者と共同して行われたものである場合であって、法第11条第1項の規定に違反する行為又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた行為が当該者によるものではなく、当該他の者によるものであると認める場合にあっては、第3項及び前項の規定にかかわらず、当該者に対し、補助金を交付することができる。
- 7 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に国又は独立行政法人が交付する給付金であって別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）の他の用途への使用をし、若しくは当該他の用途への使用を共謀したこと、特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の处分に違反したこと又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受け、若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業については、別に定める期間、補助金を交付しないものとする。
- 8 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に法第17条第1項の規定により補助金等（法第2条第1項に規定する「補助金等」をいい、補助金及び特定給付金を除く。以下同じ。）の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金等交付決定取消事業」という。）を行った補助事業者等（法第2条第3項に規定する「補助事業者等」をいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。
 - (1) 当該補助事業者等が当該補助金等交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した場合（次号に掲げる場合を除く。） 法第18条第1項の規定により当該補助金等交付決定取消事業に係る補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間
 - (2) 当該補助事業者等が当該補助金等交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反して補助金等の他の用途への使用をした場合 法第18条第1項の規定により当該補助金等交付決定取消事業に係る補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 9 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合において当該補助金等交付決定取消事業に係る補助金等の使用を共謀した者が行う事業については、前項の規定により同項の補助事業者等が行う事業について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、補助金を交付しない。
- 10 厚生労働大臣は第1項、第2項、第8項及び前項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者が行う事業については、当該補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。

- 11 厚生労働大臣は、補助金等交付決定取消事業を行った補助事業者等であっても、当該補助金等交付決定取消事業が他の者と共同して行われたものである場合であって、法第11条第1項の規定に違反する行為又は偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた行為が当該補助事業者等によるものではなく、当該他の者によるものであると認める場合にあっては、第8項及び前項の規定にかかわらず、当該補助事業者等に対し、補助金を交付することができる。
- 12 第3項から第5項まで及び第7項から第10項までの規定により、補助金を交付しないこととされた者を当該交付しないこととされた期間分担して研究を行う者とする事業を行う者については、当該交付しないこととされた期間、補助金を交付しない。
- 13 第1項から前項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として各項の規定を適用するものとする。

(補助金の交付の対象経費)

第4条 研究事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 直接研究に必要な経費
 - (2) 研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費
 - (3) 研究に必要な間接経費
- 2 推進事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、研究事業の支援に資するための経費であって、次に掲げるものとする。
 - (1) 外国人研究者招へい事業に要する経費
 - (2) 外国への日本人研究者派遣事業に要する経費
 - (3) その他別に定める事業に要する経費
 - 3 前2項に掲げる経費の範囲の詳細は、別に定めるものとする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 研究事業及び推進事業に対する補助金の交付額は、厚生労働大臣が認めた額（以下「交付基準額」という。）とする。ただし、前条に規定する経費に係る実支出額（その額が、研究事業及び推進事業に関し、寄附金その他の収入があった場合において、当該事業に要した費用の総額から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額）が交付基準額に満たない場合は、当該満たない額とする。

- 2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。

3 前2項の規定による補助金の交付額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。

(公募研究課題の課題等の設定及び公表)

第6条 厚生労働大臣は、毎年度、公募研究課題について、その研究課題及び研究計画書の提出期間を定め、公表するものとする。

(公募研究課題への応募)

第7条 公募研究課題に応募しようとする者は、様式第1による研究計画書を、厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。

2 第3条第1項の表第16号の研究事業のうち、別に定める研究課題については、前項の規定にかかわらず、様式第3による研究計画書を、厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。

3 第1項の規定中「厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」として同項の規定を適用するものとする。

(翌年度への継続手続)

第8条 研究事業を実施している研究者等が、当該研究事業のうち補助金の交付を受けた年度における事業を完了し、翌年度（当該研究事業の当初の計画期間内である場合に限る。）において引き続き実施しようとするときは、厚生労働大臣に、様式第2による研究計画書を、別に定める期間中に提出しなければならない。

2 前条第2項に規定する研究課題については、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に、様式第4による研究計画書を、別に定める期間中に提出しなければならない。

3 第1項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(交付基準額等の決定及び通知)

第9条 厚生労働大臣は、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関する必要性を勘案し、研究事業にあっては補助金の交付予定者、研究課題及び交付基準額を、推進事業にあっては補助金の交付予定者及び交付基準額を決定し、補助金の交付予定者

に対して、あらかじめ通知するものとする。

- 2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。
- 3 第7条又は第8条の規定により研究計画書の提出を受けた研究課題に係る前2項の決定は、当該研究計画書の内容を勘案して行わなければならない。

(交付申請書の提出)

第10条 前条第1項による厚生労働大臣の通知を受けた者は、別に定める様式による交付申請書を、厚生労働大臣に、その定める期限までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。
- 3 前2項の申請書には、研究事業に従事しようとする者が機関に勤務している場合には、別に定める様式による当該機関の長の承諾書を添えなければならない。

(交付の決定)

第11条 厚生労働大臣は、前条第1項の申請書に基づき、補助金の交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には、前条第1項の申請書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。
- 3 前2項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として各項の規定を適用するものとする。
- 4 第1項及び第3項の交付額は、100万円を下らないものとする。
- 5 前条第1項及び第2項の申請書が到達してから当該申請書に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、3月とする。

(交付の条件)

第12条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならないこと。

- (2) 研究者等は、研究事業及び推進事業の遂行に当たり、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、疫学研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号）、遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び臨床研究に関する倫理指針（平成16年厚生労働省告示第459号）等の研究に關係する指針等を遵守しなければならないこと。
- (3) 研究事業又は推進事業に要する経費の配分の変更（第4条第1項第1号若しくは第2号又は第2項各号に掲げる経費の増減額が変更前の当該経費の額に0.1を乗じた額を超えない場合を除く。）をしようとする場合には、別に定める様式による経費変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 第10条第1項の申請書の内容のうち研究事業又は推進事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に關係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、別に定める様式による事業変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (5) 研究事業若しくは推進事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けること。
- (6) 研究者等が、海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上事業が遂行できなくなる場合には、前号の申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (7) 研究事業に従事する者の所属機関の変更（新たに機関に勤務する場合を含む。）があった場合には、第10条第2項の承諾書を添えて、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
- (8) 研究者等の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
- (9) 研究事業若しくは推進事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (10) 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した機械器具でその価格が単価30万円（法人にあっては50万円）以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (11) 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて機械器具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せることがあること。
- (12) 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。

- (13) 研究事業又は推進事業に従事する者がこの補助金による研究の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがあること。
- (14) 研究事業又は推進事業に従事する者が研究の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。
- (15) 国が所管する公益法人が実施する研究事業又は推進事業である場合には、当該事業に係る支出明細書を別に定める様式により作成し、国からの全ての補助金等の金額及び1年間の全ての収入に対する当該金額の割合を示す書類に添付し、計算書類等に併せ事務所に備え付け、これらを公開の用に供するとともに、これらを決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（当該公益法人を所管する府省が厚生労働省以外のものである場合にあっては、その府省を含む。）に提出すること。
- (16) 法人が実施する研究事業又は推進事業において、当該事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならないこと。
- (17) 厚生労働大臣は、前号の報告をうけた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。
- 2 前項各号（第10号を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として各号の規定を適用するものとする。
- 3 第1項第10号中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長の承認」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長の承認」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長の承認」として同号の規定を適用するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、財政法（昭和22年法律第34号）第34条第1項の規定により承認された額の範囲内において概算払をすることができる。

（補助金の経理）

第14条 研究者等は、研究事業又は推進事業に要した費用について、他の経理と区分して

収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 研究者等は、前項の収入額及び支出額について、その収入及び支出内容に関する別に定める証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、当該事業の完了後5年間保存しておかなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対して報告若しくは前項の証拠書類の提出を求め、又は指導し、又は関係者に質問することができる。
- 4 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(状況報告)

第15条 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対し、研究事業又は推進事業の進行状況の報告を求めることができる。

- 2 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(事業実績報告)

第16条 研究者等は、当該年度における研究事業又は推進事業を完了した日（第12条第1項第9号の規定により当該事業の中止又は廃止について厚生労働大臣の承認を受けた場合（同条第2項における承認を受けた場合を含む。）には、当該承認通知書を受理した日）から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。なお、研究事業又は推進事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までに、別に定める様式による事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書には、研究事業に限り、別に定める様式による研究報告書又は研究年度終了報告書を添えなければならない。
- 3 全部の終了に2以上の年度を要すると認められた研究事業の全部を終了したときは、研究者等は、第1項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書とともに、別に定める様式による総合研究報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲

げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として各項の規定を適用するものとする。

(補助金の額の確定等)

第17条 厚生労働大臣は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けたときは、その審査及び必要に応じて行う調査により、交付すべき補助金の額を確定し、研究者等に通知するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
- 3 前2項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として各項の規定を適用するものとする。

(研究報告書の公表)

第18条 厚生労働大臣は、第16条第2項の研究報告書又は同条第3項の総合研究報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表するものとする。

(刊行の届出)

第19条 研究事業又は推進事業に従事する者は、当該事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載する場合には、補助金による事業の成果である旨を明記しなければならない。

- 2 研究事業又は推進事業に従事する者は、当該事業の完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷一部を添えてその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 3 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(特許公報等の届出)

第20条 研究事業若しくは推進事業に従事する者又は第12条第1項第14号により知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が当該事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、研究者等は、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した

文書の写しを添えて、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(その他)

第21条 特別の事情により第3条、第4条、第5条、第10条及び第16条に定める算定方法又は手続によることができない場合は、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。